



協会けんぽが実施する 平成30年度の 被扶養者資格の再確認

健康保険では、従業員（被保険者）の家族が一定の条件を満たした際、申請により被扶養者と認定され、保険給付が受けられる仕組みとなっています。被扶養者として認定されたときから時間が経過すると、被扶養者の状況が変化することもあり、被扶養者資格の有無を確認する必要があります。平成30年度もこの被扶養者資格の再確認が実施されるため、その概要を確認しておきましょう。



1. マイナンバーの確認

平成30年度は、被扶養者資格の再確認とともに、被扶養者および70歳以上の被保険者のうち、協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、協会けんぽがマイナンバーの確認をできていない人について、マイナンバーの確認作業が同時に実施されることになっています。なお、従業員のマイナンバーは、会社や従業員の事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集されています。

2. 被扶養者資格等の再確認の流れ

被扶養者資格の再確認とマイナンバーの確認のために、会社に「被扶養者状況リスト」と「マイナンバー確認リスト」等が協会けんぽから送付されてきます。送付されたリストに基づき、次の流れで対応します。

① 被扶養者状況リスト

- ア) 確認が必要となる被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかどうかを確認し、被扶養者状況リストに必要事項を記入、事業主印を押印する。
- イ) 確認の結果、削除となる被扶養者については、「被扶養者調書兼異動届」を記入する。

- ウ) 被扶養者状況リストから、削除する被扶養者がいるときは「被扶養者調書兼異動届」に被扶養者の健康保険証を添付して、協会けんぽに返送する。

② マイナンバー確認リスト

- ア) 70歳以上の被保険者のマイナンバー確認が必要な場合は、従業員に健康保険事務に必要な旨を通知し、本人確認の上、会社がマイナンバー確認リスト（※）にマイナンバーを記入する。
- イ) 被扶養者のマイナンバー確認が必要な場合は、従業員が家族に健康保険事務に必要な旨を通知し、本人確認の上、会社がマイナンバー確認リストにマイナンバーを記入する。
- ウ) マイナンバー確認リストを協会けんぽに返送する。

※マイナンバーの確認対象者が9名以下の場合は紙媒体で、10名以上の場合は電子媒体で送付されます。電子媒体のときには「電子媒体及び送付書兼回答票」を提出します。

3. 提出期限

マイナンバー確認リストの提出期限は、平成30年6月29日、被扶養者状況リストの提出期限は平成30年8月17日となっていますが、協会けんぽでは確認が完了次第、提出をするように求めています。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者となっている家族の資格を確認するものですが、あわせて被扶養者となる手続きを忘れていないかどうかを確認する機会にすることをお勧めします。